令和６年度　第３回各務原市上下水道事業経営審議会　議事要旨

〇日　　時　　令和７年１月２１日（火）14:00～15:00
〇場　　所　　水道事業庁舎　３階会議室
〇出席委員　　８名
　　１号委員　千葉会長　福田委員　簗瀬委員　川上委員
　　２号委員　森副会長　末松委員　松尾委員　田中委員
〇事務局
　　相澤部長　小島課長　村瀬水道技術調整官　可児課長補佐　田中係長
　　北川係長　奥村主任主事

１．開会（事務局）

８名の委員が出席し、審議会の成立条件を満たしていることを報告

２．部長挨拶

３．会長挨拶

４．審議事項

（１）下水道使用料の見直しについて

（事務局説明）

質疑応答

【委員】

一般市民における使用水量のボリュームゾーンはどのあたりか。

【事務局】

資料３の赤枠の右側の表にて、使用水量区分ごとの４年間の有収水量を示している。０㎥～２０㎥の区分が４２％程度（４０分の１７）、２０㎥～５０㎥の区分が３２％程度（４０分の１３）であり、５０㎥までで約７割を占めている。１か月の１人当たりの使用水量をおよそ７㎥とすると、３人家族であれば２０[㎥/月]前後、４人家族であれば３０[㎥/月]前後であり、市民の多くは６０[㎥/２月]以内に該当すると思われる。

【委員】
市民の負担感を考えると、使用者の数が多い使用水量区分に配慮した引き上げパターンが望ましいと思う。また、下水道使用料が原因者負担であることを考えると、使用水量の多い方には、その分できるだけ負担していただくことが公平な考え方であると思う。資料にあるパターンの中であれば、パターン③-２あるいはパターン④が良いと考える。基本使用料については他市町より比較的低いようだが、過去の背景や理由はあるか。

【事務局】
令和元年に下水道使用料を改定した際、使用水量の少ない方（０～２０㎥/月）の負担を軽減し、その分ほかの使用水量区分で改定率を上げるという方針で、より低い基本使用料となった。

【委員】
経営的には基本使用料を上げた方がバランスはとれるか。

【事務局】
下水道事業は下水道管の整備に係る工事費の割合が大きい事業であるため、固定費の割合が大きくなる。使用水量が減ったとしても、固定費は減らない構造となっており、経営的に言えば、基本使用料が高い方が確実な収益を見込むことができるので望ましいと言えるが、現実的には難しいため、経営的な面と市民の負担感のバランスに注意して決めていきたい。

【委員】
それを踏まえると、パターン③-２の場合は、基本使用料の引き上げ率がゼロであるため、多少なりとも基本使用料を上げつつ、どの使用水量区分においても引き上げ率のバランスが良いパターン④が理解を得られやすいのではないかと思う。

【事務局】
パターン③-２の場合は、原因者負担の観点からすると、汚した分を負担するという点で使用者の理解は得られやすいのではないかと思う。

【委員】
下水道使用料は水道料金を基に算出しているのか。

【事務局】
水道の使用水量がおおむね下水道へ流した水量に等しいであろうと認定し、水道の使用水量を基に下水道使用料を算定している。

【委員】
水道ではなく、地下水や井戸水を使用している場合は下水道使用料には反映されないか。

【事務局】
その場合は井戸水メーターを設置し、メーターの数値を基に下水道使用料を算定している。

【委員】
まとめ資料の中に、増収要因の内訳として変動費分５４.５％と記載があるが、どのように計算したのか。

【事務局】
資料１に使用料対象経費を載せており、変動費として考えられる主な経費は、資料１裏面に記載している維持管理負担金であり、これが変動費の増収要因となり得るものである。今年度から使用料単価が６２円/㎥となり、昨年度より６円上がっている。算定期間中（R8～R11）の排水量（浄化センターに流している水量）に単価上昇見込分を乗じると、変動費分３億１０９０万８千円となり、それ以外の増収要因を固定費分とみなして割合を算出している。

【委員】
事業所と一般家庭で基本使用料を変えることはできないか。一般家庭の場合、なかなか給料が上がらないなどの問題もある。事業所の方が価格転嫁しやすいのではないか。

【事務局】
事業所と一般家庭で下水道使用料を分けている自治体や一般家庭でも世帯の人数によって下水道使用料を決定している自治体もあるが、例えば、店舗兼住宅はどのように扱うのかなど、事業所と一般家庭の区別が難しいといった課題もあり、本市では一律の単価としている。

【委員】
特別養護老人ホームなどの高齢者施設は公衆浴場に該当するか。

【事務局】
該当しない。

【委員】
使用水量の一番少ない区分には、高齢者の独居など一人暮らしの世帯が多く含まれており、今後ますますその数は多くなると思われる。そういった方に多くの負担をかけることは難しいため、できるだけ負担が増えない形が望ましいと思う。

【委員】
同意見である。

【委員】
どの使用水量区分の人に配慮するかの選択は難しいと思う。使用水量の多い世帯にとっては割安、少ない世帯にとっては割高とならないよう、少ない世帯の負担増加は小さくすべきという意見もあると思う。また、使用水量区分のうち使用者の一番多い区分を基準に金額を設定するという平均的な考え方もあるのではないか。

【事務局】
４年前の前回の使用料改定の際は、使用水量の少ない方の負担が減るようにする一方で、累進度を高くすることで、使用水量の多い事業所等により多く負担していただくという形の改定を行った。使用水量の少ない方の負担増加を抑えるということは、使用水量の多い方の負担増加が大きくなるということであるが、パターン③-２やパターン④であれば、増加率としてはほぼ均一である。

【委員】
下水道使用料が個人の家計や企業の会計に占める割合という基準で考えると、事業所などであれば、わずか数パーセントの割合であるのに対し、一人世帯の場合はもっと大きな割合になり、家計だと負担感がすごく大きくなってしまうと思う。実際、使用水量が１００㎥を超えるのはどういった方がいるのか。

【事務局】
介護系の事業所や水を使う工場、利用者の多い商業施設等の業態が挙げられる。

【委員】
一般家庭で１００㎥を超えるところが少なく、一般家庭と事業所を使用水量区分でおおむね区別できるのであれば、１００㎥を超える使用水量区分の金額を高く設定してもよいのではないか。

【事務局】
事業所の場合は、使用水量が多くなることで、経営面での苦労はもちろんあるだろうが、サービスの提供、経済活動の中で経費や売り上げにつながる可能性がある形態であるのに対し、一般家庭における個人にとっては、下水道を多く使ったからと言って給料が増えるわけではない、という構造的な違いもある。しかし、先ほど申し上げたような課題もあり、現状は事業所と一般家庭を分けるという検討は行っていない。今後４回下水道使用料の改定を予定していることも踏まえると、現在の負担感はある程度保ったうえで検討に含めたいと考えている。

【委員】
事業所に多めに負担していただき、市民の負担を抑える形が望ましいと思うが、事業所と一般家庭で分けて金額を設定することが難しいのであれば、現在、２０１㎥

以上を一律の単価設定としているところを、例えば、岐阜市のように、それ以上の使用水量区分を新たに設定し、累進度を高める方法もあるのではないか。２０１㎥以上使用する事業所の数はどの程度あるのか。

【事務局】

この場では具体的な数まで把握できていないが、当然、数は限られてくる。

【委員】

岐阜市であれば事業所の数も多いため、累進度の高い料金体系としているのではないか。各務原市の事業所の数も比較的多い方だと考えれば、２０１㎥よりもさらに多い使用水量区分を設定することも一つの方法だと考える。

【委員】

事業所と言っても規模の大きさには違いがあり、使用水量が２００㎥を少し超えるような事業所もあれば、１０００㎥を超えるような大きな事業所もある。２００㎥よりもさらに上の使用水量区分を設定することで、事業所の規模に対応した分類ができ、規模の小さい事業にとってはより納得しやすい形になるのではないか。

【委員】

例えば、使用水量が２００㎥を超える場合には、特別加算として基本使用料に上乗せするという形にするのはどうか。

【事務局】

事業所など使用水量の多い使用者の場合、基本使用料に加算するよりも、超過使用料の単価を高く設定した方が得られる収入は多くなると思われる。基本使用料の件数は調定件数と同じであり、２か月に一度行う検針の回数に応じた掛け算となるため、例えば、今まで超過使用料としてご負担いただいていた分を、資力の大きい事業所に基本使用料としてご負担いただこうとすると、件数が減る分、１事業所あたりの基本使用料が非常に高くなってしまうことが考えられる。

（欠席委員の意見紹介）

【事務局】

・金額の多寡は別として、増収見込み分を全て基本使用料に配賦するパターン①は、すべての使用者で上がる金額が一律であるため、分かりやすさという点では、１０％という率で示されるよりも理解しやすいのではないか。

・物価高騰に賃上げが追い付いておらず生活の満足感につながっていない現状の中、増税の話も出ているなど、そもそも下水道使用料の値上げに対して理

解が得づらい環境である。そのような状況で、極端な上げ方をすると、値上げ自体への理解がますます得づらくなってしまうため、現状の負担感を変えない範囲で改定することが望ましいのではないか。また、使用水量区分の中でも、値上げの影響を受ける使用者の数が多い区分に配慮すべきではないか。

【事務局】

本日のまとめとして、ご意見が多かったのは、パターン③-２またはパターン④は、増加率がどの使用水量区分でも１０％に近い形であるため理解が得やすいだろうということと、２００㎥を超えるところで新たな区分を設けた方が良いのではないか、という２点でよろしいか。

【委員】

意見なし。

【事務局】

内部で再度検討させていただいただき、次回の経営審議会にてご説明させていただく。

5. 閉会